

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	国税連携（所得税確定申告書データ送付）に係る外部結合の追加及び 審査システムASPサービスの業務委託の追加について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

第14条第1項（業務委託）

（担当部課：総務部 税務課 課税調整係）

事業の概要

事業名	国税連携（所得税確定申告書データ送受信）
担当課	総務部税務課
目的	<p>平成23年1月から、国税連携（所得税確定申告書データ送受信）システムが全国の市区町村に一斉に導入される予定である。</p> <p>現在、個人住民税の賦課決定資料となる確定申告書は、区職員が税務署に出向いて入手している。しかし、国税連携システムの稼働後は、従来の方法によって確定申告書を手入することができなくなり、社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステムを経由して、国税庁から確定申告書の電子データを受信することが必要となる。</p> <p>地方税ポータルシステムとの外部結合は、公的年金からの住民税の特別徴収についてすでに実施しており、そのデータ交換をASPサービス業者に委託している。また、給与からの住民税の特別徴収についての外部結合及びASPサービス業務委託を、平成22年度中に実施する予定である（平成21年度第6回情報公開・個人情報保護審議会において承認済み）。</p> <p>これに、国税連携に係る地方税ポータルシステムとの外部結合及びASPサービス業務委託を追加し、制度改正に対応するとともに、区における課税事務の効率化を図る。</p>
対象者	特別区民税・都民税の納税義務者のうち、税務署に確定申告書を提出した者及び更正の決議を受けた者（平成22年度当初課税期 約80,000件）
事業内容	<p>1. 国税連携（所得税確定申告書データ送受信）</p> <p>（1）従来の確定申告書の入手方法</p> <p>区職員が税務署へ出向き、下記の方法により確定申告書を手入。オンライン入力（当初課税期においてはパンチ委託）によりデータ化する。</p> <p>紙申告により提出された確定申告書</p> <p>区職員が税務署に出向き、三枚複写式の確定申告書のうち住民税用を分離して入手するとともに、資料等の複写を行う。</p> <p>電子申告（e-Tax）により提出された確定申告書</p> <p>区職員が税務署に出向き、税務署職員が印刷出力した確定申告書及び資料を受け取る。</p> <p>更正決議</p> <p>区職員が税務署に出向き、更正決議書の複写を行う。</p> <p>（2）国税連携実施後の確定申告書の入手方法</p> <p>国税連携システムはe-Tax（国税電子申告・納税）システムと、紙により提出された申告書を管理するKSK（国税総合管理）システムにより構成される。</p> <p>国税庁が国税連携システムにより電子化した確定申告書データを、地方税ポータルシステムを経由して受信する。</p> <p>紙申告により提出された確定申告書</p> <p>税務署が確定申告書をOCR読み取りにより数値化したデータ（KSKデータ）と、スキャナー読み取りした画像データ（KSKイメージデータ）を受信する。</p> <p>電子申告（e-Tax）により提出された確定申告書</p> <p>申告者が提出した電子申告データ（e-Taxデータ）のまま受信する。</p> <p>更正決議（決定通知）</p> <p>税務署が作成した数値データ（KSKデータ）のまま受信する。</p>

(3) 確定申告書の回送

従来は税務署に出向いて入手した確定申告書のうち、他の市区町村において課税処理すべきものは、職員が郵便により回送していた。

国税連携システムの稼働後は、区から地方税ポータルシステムを経由して、確定申告書データを該当の市区町村に送信する。

2. 連携対象データ

(1) e-Taxデータ

申告者が税務署に提出した電子申告のデータを、そのまま受信する。

確定申告書第1表～第5表、添付資料（郵送分を除く）

(2) KSKデータ

申告者が税務署に提出した紙の確定申告書を、国税庁がOCR読み取りにより数値化したデータを受信する。

確定申告書第1表、確定申告書第3表～第5表、更正決議

(3) KSKイメージデータ

申告者が税務署に提出した紙の確定申告書を、国税庁がスキャナー読み取りにより画像化したデータを受信する。

確定申告書第1表～第5表

繁忙期（2月～4月）に提出されたデータは日次、通常期（繁忙期以外）に提出されたデータは週次または月次で送信される予定。

3. 地方税ポータルシステム（エルタックス）による処理の概要

国税庁が地方税ポータルシステムに送信した確定申告書データを、ASPサービス事業者が保有する審査システムを経由して、区の審査システムで受信する。

また、区の審査システムが受信した確定申告書データのうち、他の市区町村において課税処理すべきものは、ASPサービス事業者の審査システムを経由して地方税ポータルシステムに送信し、該当の市区町村に回送する。

新宿区においては、公的年金からの住民税の特別徴収に係る外部結合をすでに実施しており、給与からの個人住民税の特別徴収に係る外部結合についても、平成22年度より実施予定（平成21年度第6回情報公開・個人情報保護審議会において承認済み）である。

詳細は別紙 附属資料1のとおり。

4. 地方税ポータルシステム（エルタックス）について

納税者が地方税の申告、申請、納税などの手続きを、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に行えるよう開発されたシステムであり、社団法人地方税電子化協議会が運営している。

5. 社団法人地方税電子化協議会について

地方税に係る電子化の推進と、地方税ポータルシステム（エルタックス）の開発及び安定的な運営を目的として、平成15年8月に都道府県及び政令指定都市等により設立された。平成22年4月現在、すべての地方公共団体が会員となっている。

件名 国税連携(所得税確定申告書データ送受信)にかかる外部結合の追加
 ついて

保有課(担当課)	総務部税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者:特別区民税・都民税の納税義務者のうち、税務署に確定申告書を提出した者及び更正の決議を受けた者 情報項目:附属資料2に掲げる項目及び附属資料3に掲げる帳票に記載された項目
結合の相手方	(1) 社団法人 地方税電子化協議会 (2) LG-WANネットワーク内で国税連携にかかる審査システムASPサービスを運営する事業者
結合する理由	平成23年1月から全国の市区町村で一斉に開始される国税連携システムに対応するとともに、区における課税事務の効率化を図るため、本方式により電子計算組織との外部結合を行う。 なお、社団法人地方税電子化協議会が管理運営する地方税ポータルシステム(エルタックス)及び審査システムASPサービスを運営する事業者とは、公的年金からの住民税特別徴収に係る情報交換について外部結合を実施しており(平成21年度第2回情報公開・個人情報保護審議会において承認済)、給与からの住民税特別徴収にかかる情報交換についても平成22年度より外部結合を実施予定である(平成21年度第6回同審議会において承認済)。
結合の形態	LG-WAN回線を使用したデータの送受信
結合の開始時期と期間	平成23年1月以降継続
情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 審査システムにはファイアウォール等を設置し、適切に設定することによりセキュリティ対策を施す。 3 契約条項等の遵守の状況を確認するため、必要がある場合には事情聴取、文書の確認、施設への立ち入り検査等を行う。 4 LG-WANの講じる保護措置 (1)電子署名の付与 (2)文書の盗用防止 (3)受領/否認の確認 (4)安全な鍵管理

件名 国税連携(所得税確定申告書データ送受信)にかかる審査システム

A S Pサービスの業務委託の追加について

保有課(担当課)	総務部税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
委託先	社団法人地方税電子化協議会に登録している、LG-WANのネットワーク内で審査システムASPサービスを運営する事業者
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者：特別区民税・都民税の納税義務者のうち、税務署に確定申告書を提出した者及び更正の決議を受けた者 情報項目：附属資料2に掲げる項目及び附属資料3に掲げる帳票に記載された項目
処理させる情報項目の記録媒体	LG-WAN回線と審査システムASPサービスを利用し、データファイルの交換を行なう。
委託理由	区が単独で開発・運用を行うより、ASPサービス事業者が運用する審査システムを利用したほうが導入経費・運用経費ともに廉価であり、また開発・運用に要する人的負担も大幅に節減できる。 同じ理由により、公的年金からの住民税特別徴収に係る情報交換についても、ASPサービス事業者に業務委託している(平成21年度第2回情報公開・個人情報保護審議会において承認済)。また、給与からの住民税特別徴収に係る情報交換についても、平成22年度より業務委託する予定である(平成21年度第6回同審議会において承認済み)。
委託の内容	社団法人地方税電子化協議会の運営する地方税ポータルシステムと情報の送受信を行うため必要な、審査システムの運用と保守サポートを委託する。
委託の開始時期及び期限	平成23年1月以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 審査システムにはファイアウォール等を設置し、適切に設定することによりセキュリティ対策を施す。 3 契約条項等の遵守の状況を確認するため、必要がある場合には事情聴取、文書の確認、施設への立ち入り検査等を行う。 4 LG-WANの講じる保護措置 (1)電子署名の付与 (2)文書の盗用防止 (3)受領/否認の確認 (4)安全な鍵管理

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

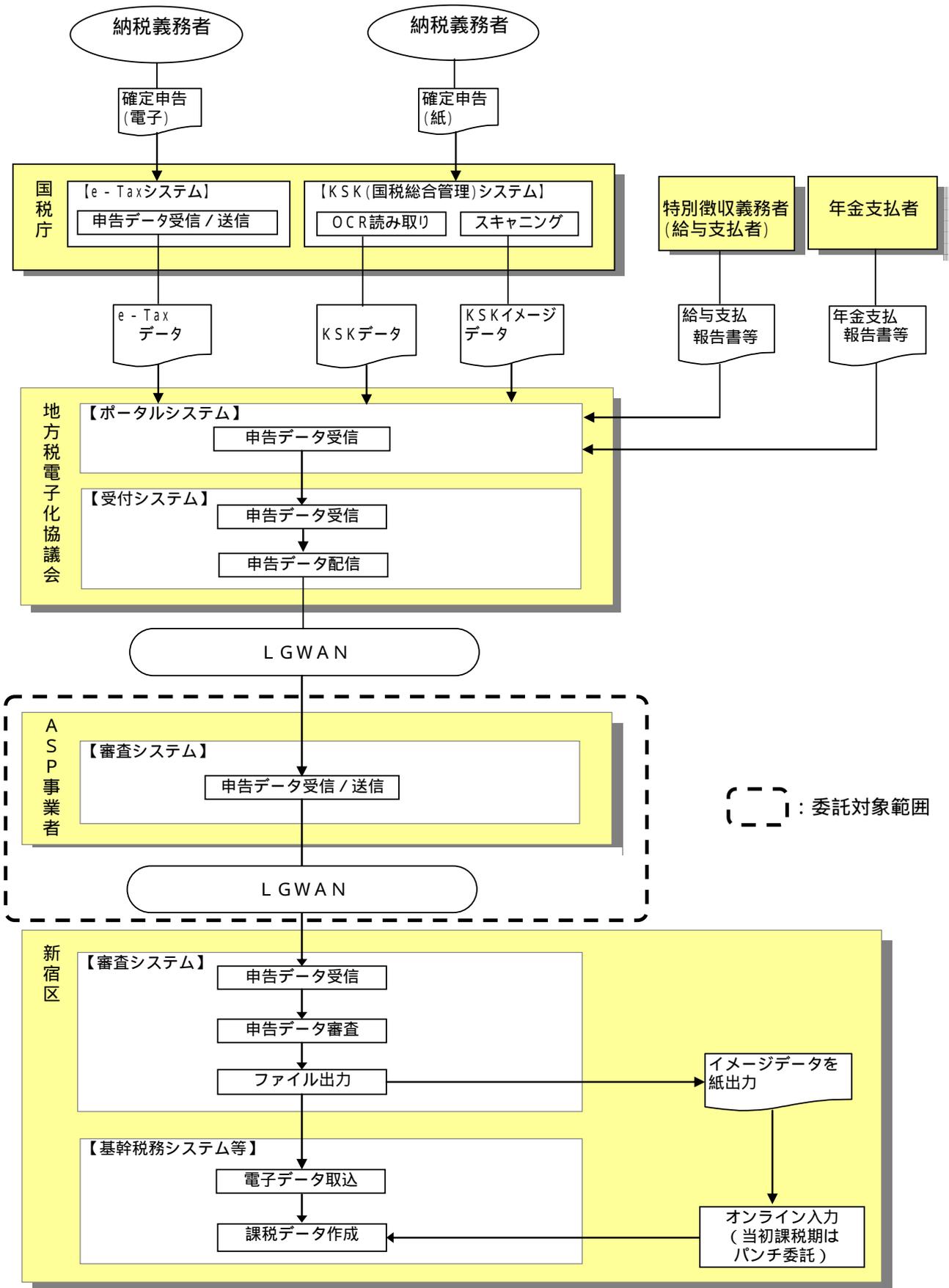
(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

附属資料1. 処理概要



附属資料2. 確定申告書情報項目

確定申告書A 第一表 情報項目	
申告書見出し部(第一表)	
年分	フリガナ
税務署名	氏名
提出年月日	性別
納税者等部	世帯主の氏名
住所(又は居所)	世帯主との続柄
納税地区分	生年月日
郵便番号	電話番号
住所	
1月1日の住所	
年	
住所	
申告内容(第一表)	
収入金額等	申告納税額
給与	(31)納める税金
雑	(32)還付される税金
公的年金等	その他
その他	(33)配偶者の合計所得金額
配当	(34)雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額
一時	(35)未納付の源泉徴収税額
所得金額	延納の届出
(1)給与	(36)申告期限までに納付する金額
(2)雑(特例表示)	(37)延納届出額
雑	還付される金額の受取場所
(3)配当	口座
(4)一時	
(5)合計	
所得から差し引かれる金額	
(6)社会保険料控除	
(7)小規模企業共済等掛金控除	
(8)生命保険料控除	
(9)地震保険料控除	
(10)寡婦、寡夫控除	
(11)勤労学生、障害者控除	
(12)配偶者控除	
(13)配偶者特別控除	
(14)扶養控除	
(15)基礎控除	
(6)から(15)までの計	
(17)雑損控除	
(18)医療費控除	
(19)寄付金控除	
(20)合計	
税金の計算	
(21)課税される所得金額	
(22)上の(21)に対する税額	
(23)配当控除	
(24)(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	
(25)政党等寄付金特別控除	
(26)住宅耐震改修特別控除	
(27)電子証明書等特別控除	
(28)差引所得税額	
(29)災害減免額区分	
外国税額控除区分	
災害減免額、外国税額控除	
(30)源泉徴収税額	

確定申告書A 第二表 情報項目			
申告書見出し部(第二表)			
年分		フリガナ	
納税者等部		氏名	
住所			
所得の内訳(源泉徴収税額)			
所得の内訳 繰り返し		次葉合計	
所得の種類		項目名	
種目・所得の生ずる場所		金額	
給与などの支払者の氏名・名称		源泉徴収税額の合計額	
収入金額			
源泉徴収税額			
雑所得(公的年金以外)・配当所得・一時所得に関する事項 繰り返し			
所得の種類		収入金額	
種目・所得の生ずる場所		必要経費等	
特例適用条文等			
住民税に関する事項			
給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択		寄付金税額控除	
配当に関する住民税の特例		都道府県、市区町村区分	
非居住者の特例		住所地の共同募金会、日赤支部分	
配当割額控除額		条例指定分	
別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所		都道府県	
氏名		市区町村	
住所			
所得から差し引かれる金額に関する事項			
(6) 社会保険料控除		(12) ~ (14) 配偶者(特別)控除・扶養控除	
社会保険料の明細 繰り返し		配偶者(特別)控除	
社会保険の種類		配偶者の氏名	
支払保険料		生年月日	
次葉合計		配偶者控除区分	
項目名		配偶者特別控除区分	
金額		扶養控除	
合計		扶養親族の明細 繰り返し	
(7) 小規模企業共済等掛金控除		扶養親族の氏名	
小規模企業共済の明細 繰り返し		続柄	
掛金の種類		生年月日	
支払掛金		控除額	
次葉合計		次葉合計	
項目名		項目名	
金額		金額	
合計		扶養控除額の合計	
(8) 生命保険料控除		(17) 雑損控除	
一般の保険料の計		損害の原因	
個人年金保険料の計		損害年月日	
(9) 地震保険料控除		損害を受けた資産の種類など	
地震保険料の計		損害金額	
旧長期損害保険料の計		保険金などで補てんされる金額	
(10) ~ (11) 本人該当事項		差引損失額のうち災害関連支出の金額	
寡婦(寡夫)控除		(18) 医療費控除	
控除区分		支払医療額	
原因区分		保険金などで補てんされる金額	
勤労学生控除		(19) 寄附金控除	
控除区分		寄附先の所在地	
学校名		寄附先の名称	
(11) 障害者控除		寄附金	
氏名			
税理士署名欄			
税理士名		税理士法第30条の書面提出有	
電話番号		税理士法第33条の2の書面提出有	

確定申告書B 第一表 情報項目

申告書見出し部(第一表)

年分	氏名
申告の種類	性別
税務署名	職業
提出年月日	屋号・雅号
納税者等部	世帯主の氏名
住所(又は事業所・事務所・居所など)	世帯主との続柄
納税地区分	生年月日
郵便番号	電話番号
住所(上段)	種類
住所(下段)	青色区分
1月1日の住所	分離区分
年	損失区分
住所	修正区分
フリガナ	特農の表示区分

申告内容(第一表)

収入金額等	(25)合計
事業	税金の計算
営業等	(26)課税される所得金額又は第三表
農業	(27)上の(26)に対する税額又は第三表の(78)
不動産	(28)配当控除
利子	その他の税額控除
配当	(29)税額控除の名称
給与	区分
雑	控除額
公的年金等	30 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除
その他	31 政党等寄付金特別控除
総合譲渡	(32)～(34)住宅耐震改修特別控除
短期	(35)電子証明書等特別控除
長期	(免)表示
一時	(36)差引所得税額
所得金額	(37)～(38)災害減免額区分
事業	外国税額控除区分
(1)営業等(特例表示)	災害減免額、外国税額控除
営業等	(39)源泉徴収税額
(2)農業(特例表示)	(40)申告納税額
農業	(41)予定納税額(第1期分・第2期分)
(3)不動産(特例表示)	第3期分の税額
不動産	(42)納める税金
(4)利子	(43)還付される税金
(5)配当	その他
(6)給与	(44)配偶者の合計所得金額
(7)雑(特例表示)	(45)専従者給与(控除)額の合計額
雑	(46)青色申告特別控除額
(8)総合譲渡・一時	(47)雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額
(9)合計	(48)未納付の源泉徴収税額
所得から差し引かれる金額	(49)本年分で差し引く繰越損失額
(10)雑損控除	(50)平均課税対象金額
(11)医療費控除	(51)変動・臨時所得金額
(12)社会保険料控除	区分
(13)小規模企業共済等掛金控除	所得金額
(14)生命保険料控除	延納の届出
(15)地震保険料控除	(52)申告期限までに納付する金額
(16)寄附金控除	(53)延納届出額
(18)寡婦、寡夫控除	この申告書が修正申告書である場合
(19)～(20)勤労学生、障害者控除	申告納税額の増加額
(21)配偶者控除	第3期分の税額の増加額
(22)配偶者特別控除	還付される金額の受取場所
(23)扶養控除	口座
(24)基礎控除	

確定申告書B 第二表 情報項目【1】

申告書見出し部(第二表)

年分	屋号
納税者等部	フリガナ
住所	氏名
住所以外の事業所・事務所又は居所	

所得の内訳(源泉徴収税額)

所得の内訳 繰り返し	次葉合計
所得の種類	項目名
種目・所得の生ずる場所	金額
給与などの支払者の氏名・名称	源泉徴収税額の合計額
収入金額	
源泉徴収税額	

事業専従者に関する事項

事業専従者の明細 繰り返し	次葉合計
氏名	項目名
生年月日	金額
続柄	専従者給与(控除)額
従事月数・程度仕事の内容	
専従者給与(控除)額	

特例適用条文等

配当所得・雑所得(公的年金等以外)・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項 繰り返し

所得の種類	差引金額(上段)
種目・所得の生ずる場所	差引金額(下段)
収入金額	
必要経費等(上段)	
必要経費等(下段)	

所得から差し引かれる金額に関する事項

(10) 雑損控除	(16) 寄附金控除
損害の原因	寄附先の所在地
損害年月日	寄附先の名称
損害を受けた資産の種類など	寄附金
損害金額	(18) ~ (19) 本人該当事項
保険金などで補てんされる金額	寡婦(寡夫)控除
差引損失額のうち災害関連支出の金額	控除区分
(11) 医療費控除	原因区分
支払医療費	勤労学生控除
保険金などで補てんされる金額	控除区分
(12) 社会保険料控除	学校名
社会保険料の明細 繰り返し	(20) 障害者控除
社会保険の種類	氏名
支払保険料	(21) ~ (23) 配偶者(特別)控除・扶養控除
次葉合計	配偶者(特別)控除
項目名	配偶者の氏名
金額	生年月日
合計	配偶者控除区分
(13) 小規模企業共済等掛金控除	配偶者特別控除区分
小規模企業共済の明細 繰り返し	扶養控除
掛金の種類	扶養親族の明細 繰り返し
支払掛金	扶養親族の氏名
次葉合計	続柄
項目名	生年月日
金額	控除額
合計	次葉合計
(14) 生命保険料控除	項目名
一般の保険料の計	金額
個人年金保険料の計	扶養控除額の合計
(15) 地震保険料控除	
地震保険料の計	
旧長期損害保険料の計	

確定申告書B 第二表 情報項目【2】

住民税・事業税に関する事項

給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択	
別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者の氏名・住所	
氏名	
住所	
所得税で控除対象配偶者などとした専従者	
氏名	
給与	
住民税	
配当に関する住民税の特例	
非居住者の特例	
配当割額控除額	
株式等譲渡所得割額控除額	
寄付金税額控除	
都道府県、市区町村分	
住所地の共同募金会、日赤支部分	
条例指定分	
都道府県	
市区町村	
事業税	
非課税所得など	
番号	
所得金額	
損益通算の特例適用前の不動産所得	
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額	
事業用資産の譲渡損失など	
前年中の開(廃)業	
開始・廃止の区分	
開始(廃止)月日	
他都道府県の事務所等区分	

税理士署名欄

税理士名	
電話番号	
税理士法第30条の書面提出有	
税理士法第33条の2の書面提出有	

確定申告書B 第三表 情報項目

申告書見出し部(第三表)

年分	住所以外の事業所・事務所又は居所
申告の種類	屋号
納税者等部	フリガナ
住所(又は事業所・事務所・居所など)	氏名
住所	

分離課税用(第三表)

収入金額	税額
分離課税	(73) (65)対応分
短期譲渡	(74) (66)対応分
一般分	(75) (67)対応分
軽減分	(76) (68)対応分
長期譲渡	(77) (69)対応分
一般分	(78) (70)対応分
特定分	(79) (71)対応分
軽減分	(80) (72)対応分
株式等の譲渡	(81) (73)から(80)までの合計額
未公開分	その他
上場分	株式等
上場株式等の配当	(82) 本年分の(59)(60)欄から差し引く繰越損失額
収入金額	(83) 翌年以降に繰り越される損失の金額
先物取引	配当
収入金額	(84) 本年分の(61)欄から差し引く繰越損失額
山林	先物取引
退職	(85) 本年分の(62)欄から差し引く繰越損失額
所得金額	(86) 翌年以降に繰り越される損失の金額
分離課税	特例適用条文
短期譲渡	条文 繰り返し
(54)一般分	法区分
(55)軽減分	条1
長期譲渡	条2
(56)一般分	条3
(57)特定分	項
(58)軽減分	号
株式等の譲渡	分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項
(59)未公開分	分離課税の譲渡所得の明細 繰り返し
(60)上場分	区分
(61)上場株式等の配当	所得の生ずる場所
所得金額	必要経費(上段)
(62)先物取引	必要経費(下段)
所得金額	差引金額(上段)
(63)山林	差引金額(下段)
(64)退職	特別控除額
税金の計算	(87) 合計
総合課税の合計額	退職所得に関する事項
所得から差し引かれる金額	所得の生ずる場所
課税される所得金額	退職所得控除額
(65) (9)対応分	
(66) (54)(55)対応分	
(67) (56)(57)(58)対応分	
(68) (59)(60)対応分	
(69) (61)対応分	
(70) (62)対応分	
(71) (63)対応分	
(72) (64)対応分	

確定申告書B 第四表(一) 情報項目【1】

申告書見出し部(第四表(一))

年分	住所以外の事業所・事務所又は居所
申告の種類	フリガナ
納税者等部(第四表(一))	氏名
住所(又は事業所・事務所・居所など)	
納税地区分	
住所	

損失申告用(第四表(一))

1. 損失額又は所得金額	D
A 経常所得	退職
B 譲渡	区分等
短期	所得の生ずる場所
分離譲渡	収入金額
区分等	必要経費
所得の生ずる場所	差引金額
収入金額	損失額又は所得金額
必要経費(上段)	E
必要経費(下段)	株式等の譲渡
差引金額(上段)	未公開分
差引金額(下段)	収入金額
損失額又は所得金額(上段)	損失額又は所得金額
損失額又は所得金額(下段)	上場分
総合譲渡	収入金額
必要経費(上段)	損失額又は所得金額
必要経費(下段)	F
特別控除額	先物取引
損失額又は所得金額(上段)	収入金額
損失額又は所得金額(下段)	損失額又は所得金額
長期	特例適用条文
分離譲渡	2. 損益の通算
区分等	通算前
所得の生ずる場所	A 経常所得
収入金額	B 譲渡
必要経費(上段)	短期
必要経費(下段)	総合譲渡
差引金額(上段)	長期
差引金額(下段)	分離譲渡(特定損失額)
損失額又は所得金額(上段)	総合譲渡
損失額又は所得金額(下段)	一時
総合譲渡	第1次通算後
差引金額(上段)	A 経常所得
差引金額(下段)	B 譲渡
特別控除額	短期
損失額又は所得金額(上段)	総合譲渡
損失額又は所得金額(下段)	長期
一時	分離譲渡(特定損失額)
差引金額	総合譲渡
特別控除額	一時
損失額又は所得金額(上段)	C
損失額又は所得金額(下段)	山林
C 山林所得	
収入金額	
損失額又は所得金額	

確定申告書B 第四表(一) 情報項目【2】

損失申告用(第四表(一))

第2次通算後	
A	経常所得
B	譲渡
	短期
	総合譲渡
	長期
	分離譲渡(特定損失額)
	総合譲渡
	一時
C	山林
D	退職
第3次通算後	
A	経常所得
B	譲渡
	短期
	総合譲渡
	長期
	分離譲渡(特定損失額)
	総合譲渡
	一時
C	山林
D	退職
損失額又は所得金額	
A	経常所得
B	譲渡
	短期
	総合譲渡
	長期
	分離譲渡(特定損失額)
	総合譲渡・一時
C	山林
D	退職
損失額又は所得金額の合計額	

確定申告書B 第四表(二) 情報項目【1】

申告書見出し部(第四表(二))

年分			
申告の種類			
損失申告用(第四表(二))			
3. 翌年以降に繰り越す損失額		B年分	
青色申告者の損失の金額		純損失	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		青色	
変動所得の損失額		山林以外の所得の損失	
被災事業用資産の損失額		山林所得の金額	
山林以外		白色	
営業等・農業		変動所得の損失	
被災事業用資産の種類など		被災事業用資産の損失	
損害の原因		山林以外	
損害年月日		山林	
損害金額		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	
保険金など補てんされる金額		雑損失	
差引損失額			
不動産		C年分	
被災事業用資産の種類など		純損失	
損害の原因		青色	
損害年月日		山林以外の所得の損失	
損害金額		山林所得の金額	
保険金など補てんされる金額		白色	
差引損失額		変動所得の損失	
山林		被災事業用資産の損失	
被災事業用資産の種類など		山林以外	
損害の原因		山林	
損害年月日		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	
損害金額		雑損失	
保険金など補てんされる金額			
差引損失額		本年分で差し引く損失額	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		A年分	
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		純損失	
4. 繰越損失を差し引く計算		青色	
年分(A)		山林以外の所得の損失	
3年前(A)		山林所得の金額	
青色の場合		白色	
白色の場合		変動所得の損失	
年分(B)		被災事業用資産の損失	
2年前(B)		山林以外	
青色の場合		山林	
白色の場合		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	
年分(C)		雑損失	
前年(C)			
青色の場合		B年分	
白色の場合		純損失	
前年分までに引ききれなかった損失額		青色	
A年分		山林以外の所得の損失	
純損失		山林所得の金額	
青色		白色	
山林以外の所得の損失		変動所得の損失	
山林所得の金額		被災事業用資産の損失	
白色		山林以外	
変動所得の損失		山林	
被災事業用資産の損失		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	
山林以外		雑損失	
山林以外			
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			
雑損失			

確定申告書B 第四表(二) 情報項目【2】

損失申告用(第四表(二))

C年分	
純損失	
青色	
山林以外の所得の損失	
山林所得の金額	
白色	
変動所得の損失	
被災事業用資産の損失	
山林以外	
山林	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	
雑損失	
本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額	
本年分の先物取引に係る所得等から差し引く損失額	
翌年分以降に繰り越して差し引かれる損失額	
B年分	
純損失	
青色	
山林以外の所得の損失	
山林所得の損失	
白色	
変動所得の損失	
被災事業用資産の損失	
山林以外	
山林	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	
雑損失	
C年分	
純損失	
青色	
山林以外の所得の損失	
山林所得の損失	
白色	
変動所得の損失	
被災事業用資産の損失	
山林以外	
山林	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	
雑損失	
本年分の株式等に係る譲渡損失等から差し引く損失額	
本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額	
本年分の先物取引に係る所得から差し引く金額	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	
5. 翌年以降に繰り越される本年分の雑損失の金額	
6. 翌年以降に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額	
7. 翌年以降に繰り越される先物取引に係る損失の金額	

確定申告書B 第五表 情報項目【1】

申告書見出し部(第五表)

年分	住所
納税者等部(第五表)	住所以外の事業所・事務所又は居所
住所(又は事業所・事務所・居所など)	フリガナ
納税地区分	氏名

修正申告書(別表)

修正前の課税額	住宅耐震改修特別控除
総合課税の所得金額	電子証明書等特別控除
事業	(免)表示
営業等(特例表示)	差引所得税額
営業等	災害減免額区分
農業(特例表示)	外国税額控除区分
農業	災害減免額、外国税額控除
不動産(特例表示)	源泉徴収税額
不動産	申告納税額
利子	予定納税額
配当	第3期分の税額
給与	納める税金
雑(特例表示)	還付される税金
雑	修正申告によって異動した事項
総合譲渡・一時	所得金額に関する事項
合計	所得金額に関する事項 繰り返し
その他の所得金額 1	所得の金額
所得の種類	種目・所得の生ずる場所
所得金額	収入金額
その他の所得金額 2	必要経費
所得の種類	異動の理由
所得金額	事業専従者に関する事項 繰り返し
所得から差し引かれる金額	氏名
雑損控除	控除額等
医療費控除	異動前
社会保険料控除	異動後
小規模企業共済等掛金控除	所得から差し引かれる金額に関する事項 繰り返し
生命保険料控除	所得控除の種類
地震保険料控除	所得控除額
寄附金控除	異動の理由
寡婦、寡夫控除	税金の計算に関する事項 繰り返し
勤労学生、障害者控除	税額控除等の種類
配偶者控除	税額控除額等
配偶者特別控除	異動の理由
扶養控除	住民税・事業税に関する事項
基礎控除	住民税
合計	配当に関する住民税の特例
税金の計算	非居住者の特例
課税される所得金額	配当割額控除額
(9)対応分	株式等譲渡所得割額控除額
(10)対応分	寄附金税額控除
(11)対応分	都道府県、市区町村分
税額	住所地の共同募金会、日赤支部分
(28)対応分	条例指定分
(29)対応分	都道府県
(30)対応分	市区町村
計	
配当控除	
その他の税額控除	
税額控除の名称	
区分	
控除額	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	
政党等寄附金特別控除	

確定申告書B 第五表 情報項目【2】

修正申告書(別表)

		事業税	
		非課税所得など	
		番号	
		所得金額	
		損益通算の特例適用前の不動産所得	
		不動産所得から差し引いた青色申告特別 控除額	
		事業用資産の譲渡損失など	
		異動の理由	
		税理士署名欄(第五表)	
		税理士名	
電話番号			
税理士法第30条の書面提出有			
税理士法第33条の2の書面提出有			

附属資料3. 提供データ(帳票)一覧

[e-Taxデータ]

1	平成 年分の所得税の確定申告書A(第一表・第二表)
2	平成 年分の所得税の 申告書B(第一表・第二表)
	平成 年分の所得税の 申告書(分離課税用)(第三表)
	平成 年分の所得税の 申告書(損失申告用)(第四表(一)・(二))
	平成 年分の所得税の修正申告書(別表)(第五表)
3	平成 年分所得税準確定申告書(所得税法第172条第1項に規定する申告書)
4	平成 年分の所得税の 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)
5	平成 年分の所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用)
6	損益の通算の計算書
7	平成 年分の所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)
8	平成 年分収支内訳書(一般用)
9	平成 年分収支内訳書(農業所得用)
10	平成 年分収支内訳書(不動産所得用)
11	平成 年分収支内訳書(一般用)付表(医師及び歯科医師用)
12	平成 年分青色申告決算書(一般用)
13	平成 年分青色申告決算書(不動産所得用)
14	平成 年分青色申告決算書(現金主義用)
15	平成 年分青色申告決算書(農業所得用)
16	平成 年分所得税青色申告決算書(一般用)付表(医師及び歯科医師用)
17	変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
18	肉用牛の売却による所得の税額計算書
19	財産及び債務の明細書
20	所得の内訳書
21	給与所得者の特定支出に関する明細書
22	平成 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)
23	特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書
24	資産に係る控除対象外消費税額の必要経費算入に関する明細書
25	個別評価による貸倒引当金に関する明細書
26	平成 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書
27	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書
28	情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)
29	情報通信機器等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)
30	政党等寄附金特別控除額の計算明細書
31	国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書
32	返品調整引当金に関する明細書
33	退職給与引当金に関する明細書
34	外国税額控除に関する明細書
35	()の割増償却に関する明細書
36	中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)
37	中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(付表)
38	中小企業者が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書
39	特別修繕準備金に関する明細書
40	探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書
41	()の特別償却に関する明細書
42	プログラム等準備金に関する明細書
43	事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)
44	事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)
45	事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書
46	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
47	特定災害防止準備金に関する明細書
48	優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を証する明細書
49	中心市街地優良賃貸住宅 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書
50	居住形態等に関する確認書

[e-Taxデータ]

51	先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書
52	平成 年分医療費の明細書
53	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)
54	沖縄の特定中小企業者の経営革新設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(附表)
55	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書
56	沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係るリース資産の使用状況等に関する明細書
57	情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書
58	金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書
59	改良優良賃貸住宅の特別償却に関する明細書
60	日本国際博覧会出展準備金に関する明細書
61	平成 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書
62	住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
63	情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)
64	情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(附表)
65	情報基盤強化設備等を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書
66	教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
67	中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書
68	中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書
69	試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書
70	農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書
71	特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除の計算明細書
72	リース譲渡に係る収入金額及び費用の額の総収入金額及び必要経費算入に関する明細書
73	やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書
74	譲渡所得の内訳書(確定申告書附表)【総合譲渡用】
75	相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書(平成16年1月1日以後相続開始用)
76	相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書(平成18年4月1日以後相続開始用)
77	保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書附表)
78	譲渡所得の内訳書(確定申告書附表兼計算明細書)【土地・建物用】
79	造成宅地の譲受け承認申請書
80	居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書附表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
81	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
82	株式の異動明細書
83	特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書
84	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)
85	居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成 年分)【租税特別措置法第41条の5用】
86	買換(代替)資産の明細書
87	特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書附表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
88	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成 年分)【租税特別措置法第41条の5の2用】
89	山林所得収支内訳書(計算明細書)
90	山林所得収支内訳書(計算明細書)(課税事業者用)
91	平成 年分 給与所得の源泉徴収票の記載事項
92	平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記載事項
93	平成 年分 公的年金等の源泉徴収票の記載事項
94	平成 年分 社会保険料等に係る控除証明書等の記載事項
95	平成 年分 医療費に係る領収書等の記載事項
96	平成 年分 雑損控除に係る領収書等の記載事項
97	平成 年分 寄附金(政党等寄附金)の受領証等の記載事項
98	平成 年分 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の記載事項
99	平成 年分 特定口座年間取引報告書の記載事項
100	平成 年分の申告書等送信票(兼送付書)

【e-Taxデータ】

101	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面
102	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
103	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
104	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
105	税務代理権限証書
106	平成 年分 給与所得の源泉徴収票
107	平成 年分 給与所得の源泉徴収票(平成19年以降用)
108	平成 年分 特定口座年間取引報告書
109	平成 年分 特定口座年間取引報告書(平成19年以降用)
110	平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(平成19年以降用)
111	平成 年分 公的年金等の源泉徴収票(平成19年以降用)

【KSKデータ】

1	平成 年分の所得税の確定申告書A(第一表)
2	平成 年分の所得税の 申告書B(第一表)
	平成 年分の所得税の 申告書(分離課税用)(第三表)
	平成 年分の所得税の 申告書(損失申告用)(第四表(一)・(二))
	平成 年分の所得税の修正申告書(別表)(第五表)
3	平成 年分の所得税の更正決議書

【KSKイメージデータ】

1	平成 年分の所得税の確定申告書A(第一表・第二表)
2	平成 年分の所得税の 申告書B(第一表・第二表)
	平成 年分の所得税の 申告書(分離課税用)(第三表)
	平成 年分の所得税の 申告書(損失申告用)(第四表(一)・(二))
	平成 年分の所得税の修正申告書(別表)(第五表)